

蒲郡市農業及び漁業近代化資金利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市に住所又は所在地を有する農業者等及び漁業者等に対し、融資機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、融資機関が貸し付けた農業及び漁業近代化資金（以下「近代化資金」という。）に係る利子に対し補給補助（以下「補助金」という。）を行い、もって農業及び漁業経営の近代化の促進に資することを目的とする。

(法律等の適用)

第2条 この要綱で定めるもののほか、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）、愛知県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年愛知県規則第16号）、愛知県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年規則第42号）、及び蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）によるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、「農業者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者
- (2) 農業協同組合
- (3) 前2号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となっている団体で農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条で定める者

2 この要綱において「漁業者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 漁業を営む個人
- (2) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3000トン以下であるもの
- (3) 水産加工業を営む個人
- (4) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であってその常時使用する従業者の数が300人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの

(5) 漁業協同組合

3 この要綱において「融資機関」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号の事業を行う農業協同組合
- (2) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合
- (3) 水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会
- (4) 愛知県信用農業協同組合連合会
- (5) 全国共済農業協同組合連合会
- (6) 農林中央金庫
- (7) 愛知県内に本店又は支店のある銀行及び信用金庫
(近代化資金及び補助金)

第4条 近代化資金の種類、償還期限、据置期間及び利率は、愛知県農業近代化資金利子補給規則第4条及び愛知県漁業近代化資金利子補給規則第4条に定めるとおりとし、当該近代化資金については、愛知県知事から利子補給の承認があったものについて予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、補助事業に係る補助残融資については、補助金を交付しないものとする。

(補助率及び機関)

第5条 補助率及び期間は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 利子補給補助金は、融資機関が農業者等及び漁業者等から委任を受けて、交付申請するものとし、融資機関は、蒲安市農業及び漁業近代化資金利子補給補助金交付申請書（第1号様式）に、利子補給補助金計算書（第2号様式）又は融資機関が通常使用している所定の様式をこの補助金を受けようとする年度の1月16日までに市長に提出しなければならない。ただし、継続して補助金交付の申請をするものについては、委任状の添付を省略することができる。

(補助金の決定及び通知)

第7条 市長は、前項の申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定をし、速やかにその内容を融資機関に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第8条 融資機関は、前条の交付決定の内容に著しい変更が生じた場合は、変更交付申請書(第3号様式)に変更後の利子補給補助金計算書を添えて速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 融資機関は、この補助金を受けようとする年度の1月31日までに実績報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定及び通知)

第10条 市長は、報告書を受領したときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の確定をし、その内容を融資機関に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 融資機関は、利子補給補助金の確定後に請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書により利子補給補助金を融資機関に交付する。

(補助金振込の報告)

第12条 融資機関は、補助金の交付を受けたときは、2週間以内に当該農業者等及び漁業者等の指定する口座へ振り込み、振込完了報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の計算方法)

第13条 補助金の額は、1月1日から12月31日までの期間における近代化資金の種類ごとに、その期間中の毎日の貸付最高残高を合算した額を365日で除して得た額に、第5条に規定する補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の補助金の額となる毎日の貸付最高残高には、当該近代化資金の償還期限を経過した未償還額を含まないものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 近代化資金の貸付を受けた農業者等及び漁業者等が、当該近代化資金をその目的以外の目的に使用したとき、又は無資格者となったとき。

(2) 融資機関が、愛知県知事の利子補給の承認を受けた日から2月以内に、当該

近代化資金を農業者等及び漁業者に貸し付けず、又はその承認を受けた近代化資金の貸付要件に違反して貸し付けたとき。

(3) 融資機関が、申請書等に偽りの記載をして補助金の交付を受けたとき。

(報告及び調査)

第15条 市長は、補助金に関し必要があるときは融資機関に対し報告を求め、又は融資機関の帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

(補助金見込額の報告)

第16条 融資機関は、毎年補助金見込額を10月31日までに利子補給補助金計算書により報告する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年12月1日から施行する。
- 2 蒲郡市農業近代化資金利子補給要綱（昭和39年11月1日施行）及び蒲郡市漁業近代化資金利子補給要綱（昭和44年10月22日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱施行の際、現に手続き中のものについては、なお従前の例による。
- 4 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

別表（第5条関係）

利子補給率及び期間

農業近代化資金

資金の種類	補助率	期間	備考
1号資金から 7号資金まで	年1.0%以内 ただし、末端金利が2.0%以内の場合は、 その1/2以内とする	4年	

※ 末端金利とは、基準金利から県の行う利子補給率及び農山漁村振興基金利子助成率（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業改善計画に即して農業経営の発展を図るのに必要な農業近代化資金を借り受ける認定農業者に対する農山漁村振興基金からの利子助成）を除いたものをいう。

漁業近代化資金

資金の種類	補助率	期間	備考
1号資金から 7号資金まで	年1.0%以内 ただし、末端金利が2.0%以内の場合は、 その1/2以内とする	4年	

※ 末端金利とは、基準金利から県の行う利子補給率を除いたものをいう。